

## 「電気需給契約」重要事項説明書

### 個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、大阪ガス株式会社（以下、当社といたします。）のプライバシーポリシーに従い取扱います。
- 当社は、電力小売事業のために必要な範囲で、お客さま情報を小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

### 契約のお申込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、インターネットによりお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。お引越しのに伴い電気の購入先を変更される場合には、お引越し前の需要場所の電気の解約手続きはお客さまご自身で行っていただく必要があります。

### 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の電気供給約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明書及び電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給約款又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法

により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものとしたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとしたします。

●電気供給約款又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとしたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものとしたします。

### 供給開始時期について

●電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1か月半後となります。ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

●現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。

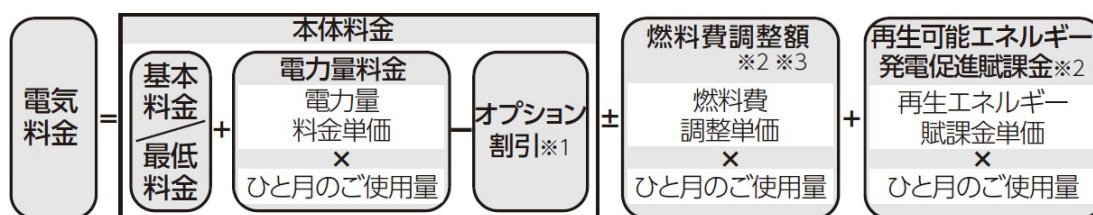
●現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行いますので、お客さまによる解約手続きは不要です。現在ご契約中の小売電気事業者との契約は電気の供給開始とともに解約（切り替え）されます。万が一、供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

### 料金について

●電気料金には毎月、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額（適用エリアに限ります。）を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

●電気のご使用量によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。チラシ等に記載される料金メリットは一定の試算条件に基づくものとなります。また料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。

## 料金計算方法



※2 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※3 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

## 燃料費調整について

- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3ヵ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2ヵ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1～3月の貿易統計価格			→			6月分電気料金		
	2～4月の貿易統計価格			→			7月分電気料金	
		3～5月の貿易統計価格			→			8月分電気料金

●燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（27,100円/k1）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整単価の算定方法
27,100円/k1を上回る場合	プラス調整	燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,100円/k1) × 基準単価 / 1,000
27,100円/k1以下の場合	マイナス調整	燃料費調整単価 = (27,100円/k1 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

●平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$  (100円未満四捨五入)

A : 平均燃料価格算定期間における1k1あたりの平均原油価格       $\alpha$  : 0.0140

B : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均LNG価格       $\beta$  : 0.3483

C : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格       $\gamma$  : 0.7227

●基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の15kWhまで	2.475円
	15kWhをこえる1kWhにつき	0.165円
上記以外のメニュー	1kWhにつき	0.165円

●各月に適用する燃料費調整単価は適用の2カ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。

●関西エリア以外の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページをご確認ください。

[https://home.osakagas.co.jp/electricity/price/institution\\_os.html](https://home.osakagas.co.jp/electricity/price/institution_os.html)



### 料金算定の方法と料金のお支払いについて

●検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。

●料金算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。なお電気の供給を開始した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間といたします。また需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

●電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

●電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「マイ大阪ガス」またはその他の方法にてお知らせいたします。当社の電気をご契約されている方は、マイ大阪ガスにご加入いただきます。

●当社のガスをご契約されているお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて当社へお支払いいただきます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。当社のガスをご契

約されていないお客さまは、当社の「マイ大阪ガス」にて料金をお知らせした後に請求いたします。

●電気料金は電気供給約款に定める方法（口座振替・クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

●支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

●支払期日を経過してもなお料金（当社との他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円（税込）を申し受けます。

#### 契約期間、契約の変更および解約について

●契約期間はご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年目の日までといたします。

●お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。

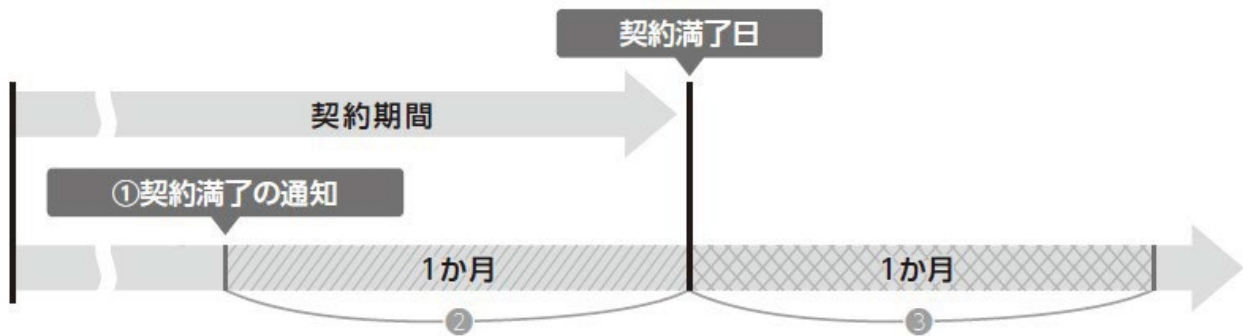
●契約の変更や解約を希望される場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前日の 15 時までに当社へお申し出いただく必要があります。

●契約期間満了に先だつて需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

●解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

●クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、又は送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。

●お客さまが、当社に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。



### 契約の更新について（解約金の定めのある契約の場合）

- ①契約満了の 1 か月前を目処に、契約満了となる旨を通知いたします。
  - ②契約を解約、または契約内容を変更される場合は、契約満了日までにお問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。
    - 【解約の場合】 契約満了日をもって解約となります。
    - 【契約内容変更の場合】 契約満了日以降、最初の定例検針日をもって変更となります。
  - ③【他社に切替えられる場合】 小売電気事業者を変更される場合は、当社へのご連絡は不要です。契約満了日の 1 か月後（③の期間内）までに、新しい契約先への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。
- ※契約満了日までに変更や解約手続きが完了していない場合は、契約満了日をもって、従前と同一の内容で契約を更新いたします。

### その他

- 当社の供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款の定めに従い、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用等にとみなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠

償責任を負わないものいたします。

●ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。

●当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

●現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、現在のご契約内容によっては、現在ご契約中の小売電気事業者との間で解約金が発生する場合があります。また、現在ご契約中の小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる場合があります。

〈小売電気事業者〉 大阪ガス株式会社（小売電気事業者登録番号 A0048）  
代表取締役社長 藤原 正隆

〈事業者住所〉 大阪府中央区平野町四丁目 1 番 2 号

〈お問い合わせ先〉 大阪ガス グッドライフコール 0120-000-555（全日 9 時～19 時）

※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

## FOD でんき 要綱

### 1. 料金の特徴

・FOD でんきは、ご契約いただくことで、当社がお送りする FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンにより、株式会社フジテレビジョンが運営する動画配信サービス「FOD プレミアム」がご利用可能になるプランです。

### 2. FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンについて

・電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンをハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。

・FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンをご利用いただくには、FOD アカウントの作成およびその決済方法としてクレジットカード決済を設定いただくことが必要になります。既に FOD プレミアム会員のお客さまでその他の決済方法をご利用いただいている場合は、決済方法をクレジットカード決済に変更してから FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンをご利用ください。

・通知ハガキに記載の所定の方法にて、FOD ウェブサイト上に、お客さまご自身で FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンを入力していただくことにより、FOD プレミアムを 1 年間ご利用いただくことができます。FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンの適用期間終了時点で、新たな FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンの入力がない場合、お客さまに FOD プレミアムの月額料金が課金されることとなりますので、ご注意ください。

・FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンを受け取られましたら、速やかに入力してください。

・お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

・お申込みまたは契約更新から、FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンの通知まで、最長で 2 か月程度を要す場合がございます。あらかじめご了承ください。FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポン登録前に FOD プレミアムをご契約される場合、または FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポン登録前に FOD プレミアムの契約を更新される場合、FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンを登録するまでの期間の FOD プレミアムの月額料金は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼって FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンを適用することはできません。）

・現在 FOD プレミアム会員の方は、FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンを登録すると、FOD プレミアム利用期間が次回更新日から 1 年間延長されます。

・FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンの通知後は、事情に関わらず、新たな FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。

・FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。



ん。

・FOD プレミアムのサービス内容については、株式会社フジテレビジョンが定める、FOD 利用規約に基づくものといたします。株式会社フジテレビジョンが FOD プレミアムの特典や利用規約等の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

### 3. 契約の更新について

・ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、所定の期間内にお手続きください。所定の期間内に契約種別の変更や解約のお手続きがない場合は、所定の期間の経過をもって、契約期間満了後も 1 年間同一条件で継続されるものといたします。

### 4. 契約種別の変更・解約について

・契約期間途中で、お客さまに FOD でんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1 か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1 か月あたり 976 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金は FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンのご使用有無にかかわらず請求いたします。

### 5. FOD プレミアムの解約処理について

・FOD でんきの解約後、FOD プレミアムの継続利用を希望されない場合は、お客さまにて、FOD プレミアムの解約手続きを行ってください。

・FOD プレミアムの解約手続きを行わない場合、当社が通知した FOD プレミアム 12 ヶ月利用クーポンによる FOD プレミアムの利用期間終了後は、お客さまに FOD プレミアムの月額料金が課金されることとなりますので、ご注意ください。

### 6. お申込みについて

・当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

### 7. 当社によるプラン変更・廃止について

・FOD でんきの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

### 8. その他

- ・現在ご契約の料金メニューによっては、FOD でんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- ・詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。料金単価は[こちら](#)よりご確認ください。